

## 第12回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和2年4月2日(木) 午後1時30分～午後4時05分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 中村 正信 委員 4番 木下 英春 委員

- ②第2 議案第 52号 農業委員会事務局職員の任免について  
 報告第 20号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 53号 農振法第13条の規定による変更承認について(除外・編入)  
 議案第 54号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 55号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 議案第 56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(留保分)  
 議案第 57号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 58号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
 について  
 報告第 21号 農地等形状変更届出について  
 報告第 22号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
 議案第 60号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書 記	峰松 一実
書 記	植松 優太		

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光	
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉	
大村方・下古枝・久保山	松尾 淳	
東塩屋・西塩屋	松本 広敏	

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第12回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。3番中村委員と4番木下委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔をお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いいたします。それでは、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。新しい年度に入りましたが、世の中コロナコロナで大変な状態となっています。今日の総会も皆さんには失礼ながら、距離感をおいての総会となっています。今日は最適化推進委員の方にも出席いただいています。ありがとうございます。昨日テレビを見ていたら、全農・農協関係で影響が出ていることに関するニュースでした。牛乳もそうですが、牛の肉が倉庫に入りきれないので、ネットで先着順に五千名に配るというものでした。私見ですが頑張っている農協職員にやって元気づければ良かったのではないかと考えていました。また、ご存じのように4月の定期異動で事務局の職員が代わっていますので、最初の議案で紹介をしながら、進めていきたいと思っております。最近業務が増えてきていますから1名の増員をお願いしての人員配置となっていますので、よろしくお願いいたします。今回の総会後には歓送迎会を込めての皆さんとの懇親会を予定していましたが、このような状況ですのでコロナが収まってから改めてやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、審議に入ります。本日の議題は議案9件と報告3件であります。議案第52号「農業委員会事務局職員の任免について」ですが、局長から説明をお願いします。</p>
事務局	(総会議案・説明資料の1頁に基づいて、出向する職員と任命する職員について説明する。)
議長	それでは出向する職員と任命する職員から挨拶をしてもらいたいと思っております。前に出てお願いします。
	(出向する職員及び任命する職員から、会長を始めとした農業委員の方達への挨拶あり)
議長	議案第52号に対して、質問等はありませんか。無いですね。承認いただける方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	賛成全員ですので、議案第 52 号は承認されたものといたします。 次に報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の 2 頁から 5 頁をご覧ください。報告第 20 号について説明いたします。記載のとおり 20 件となっています。合計 40 筆で面積が 54,527 平米となっています。内訳は田が 30 筆で、41,369 平米です。畑は 10 筆の 13,158 平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが 11 件。借人からの申し出が 2 件。あっせんのためが 1 件。農地法第 5 条申請のためが 1 件。農地法第 3 条申請のためが 1 件。農地中間管理機構への再設定のためが 4 件となっております。 なお、あっせんのための 1 番は本総会議案として 23 頁に上げられています。借人変更となっている 2 番・3 番・5 番・6 番・7 番・8 番・9 番・11 番・13 番・19 番の 10 件と中間管理機構への移行のためとなっている 14 番・15 番・16 番・20 番の 4 件は次の借人の方が決まっており、第 59 号の議案での審議をお願いします。10 番の 5 条申請の為は第 54 号の議案での審議となります。12 番の 3 条申請の為は第 58 号の議案での審議となります。借人変更のためとなっている 17 番は新しい借人の方が決まっているようですので次回の総会での審議になるかと思えます。4 番は農地の形状変更をして自作地とされる計画ようです。18 番は自己保全の農地として所有者の方が管理をされるということです。以上で報告第 20 号の説明を終わります。
議長	説明がありました通りほとんどが中間管理機構を通しての新たな借受先が決まっているよう であります。質疑がありましたら、お願いいたします。 何かありますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
議長	これで報告第 20 号を終わります。 次は議案第 53 号の予定でしたが、農林水産課から説明者が来ていないようですので、順番を入れ替えて議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の 7 頁をお開きください。番号 1 について説明いたします。位置図の 4 頁も併せてご覧ください。この案件は 11 月の総会で農振除外の審議をしていただいています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地になっています。登記面積は 838 平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 64 歳、造園業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん 67 歳、パートの方です。転用の目的は資材置場で、施設概要は植木植栽 227.00 平米と製品置場 142.00 平米、作業場及び回転広場 278 平米、採石及び石置場 191 平米になっています。農地区分は 2 種農地で、周囲の状況ですが、東は道路、西は畑ですが荒廃となっています。植林がされていますが、手入れが不十分な状態です。南と北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号 1 の説明は以上です。
議長	事務局は始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	始末書までの報告をいたしました。ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	現地は〇〇の〇〇〇〇選果場から農道を南の方へ登った所になります。目立たない場所にあります。始末書のとおり既に農地としての状態ではありません。残土を運び込んであります。総会前の現地調査の際に譲受人の方が来ておられましたので、西側の隣接農地(実際は植林されている。)との境界から土が流れ出る恐れがあったので、石を積んで防止するように要請をしました。報告は以上です。

議 長	<p>ここは農振除外の申請でも現地に行ったのですが、その時は穴を掘って不要な資材を燃やしてありました。その点の改善はしてありました。担当委員からあったように西側の隣接農地への土砂の流失防止のために境界に何らかの対策をしてもらう必要があるようです。それを条件にしたいと思います。</p> <p>質問・意見はありませんか。</p>
9番委員	現場の西側の状況をもう少し詳しく教えてください。西側へ斜面となっているのでしょうか。
事務局	申請地の東には農道が南北に走っていき、尾根に農道があります。この農道から西側に向けて斜面となっています。
10番委員	申請地の西側の農地のことです。現況は植林されているということですが、この農地には何か指導をするべきではないですか。
事務局	植林の許可を取っての植林かどうか文書を送りたいと思います。許可を取ってなければ、許可を取るように。また、取ってあるようでしたら、登記地目の変更を求めたいと思います。
議 長	<p>この周辺は他にも植林されている所があるかもしれませんので、調べてみてください。他にもあれば、そこまで通知を送ってください。よろしいでしょうか。</p> <p>他にありませんか。無いようですので、採決を取りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>はい。ありがとうございました。賛成全員ということで取扱いしたいと思います。</p> <p>2番について、説明をお願いします。</p>
事務局	番号2について説明いたします。位置図5頁となります。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は田で、現況地目はその他雑種地となっております。登記面積は464平米です。譲受人は〇〇町の〇〇〇〇さん67歳、会社役員の方で、譲渡人は〇〇府〇〇市の〇〇〇〇さん81歳、無職の方です。転用の目的は貸資材置場・貸駐車場です。譲受人の方が会社に土地を貸される申請となっております。施設概要は砂利等の資材置き場が170.24平米、2台分の駐車場が25.00平米、重機置場と通路その他が268.76平米になっています。農地区分は用途区域が指定されているため、3種農地です。周囲の状況ですが、東と北は道路、西は宅地、南は田と宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっておりますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議 長	事務局は始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議 長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
1番委員	委任を受けた代理人の方が同意の印鑑をもらいに来られたときに、申請地付近には、まず無い姓でしたので譲渡人の方のことを訪ねてみました。こちらには住んでおられませんでした。高齢で遠方に住んでおり、管理もできないことから早急に何とかしたいということでした。申請地はずっと以前は田であったのですが、今回確認したときにはフェンスで囲んであり、雑種地として利用されていました。利用されている方との間で売買することで話がまとまったようです。このような状態であったので、転用を認めることで署名し印鑑を押しました。
議 長	譲渡人の方の所有農地はここだけですか。他には持っておられますか。
事務局	この1筆だけが所有されている農地です。
議 長	譲渡人の姓は〇〇では聞きませんが、担当推進委員の方でご存じのことがありましたら、補足をお願いします。
担当推進委員	私の地元のことなのですが、申請人の方について知りませんでした。それで以前農業委員をしておられた方に確認しましたが、ご存じありませんでした。親類の方もいらっしゃらないようです。
議 長	他にありませんか。説明があっているように、本人不在で周囲も宅地化され、形状的にも仕

	方がないのかなと思われま す。 採決したいと思います が、よろしいでしょ うか。賛成の方の挙 手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成 全員により、取り扱 います。 3番について、事務 局の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明 いたします。位置図 は6頁をお開きくだ さい。土地の所在は 〇〇字〇〇〇〇番地 〇でございます。登 記地目・現況地目共 に田となっています。 登記面積は1,039 平米です。譲受人は 〇〇区の〇〇〇〇さ ん48歳、宅建業の 方で、譲渡人は〇〇 区の〇〇〇〇さん4 8歳、農業の方です。 転用の目的は3軒の 建売分譲住宅で、概 要は3軒796.36 8平米の住宅と通路 その他が242.32 平米となっています。 農地区分は2種農地 で、周囲の状況です が、東は田、西は宅 地、南は道路、北は 道路を挟んで宅地と なっています。備考 欄に記載のとおり関 係機関との協議あり で条件はなしとなっ ています。番号3の 説明は以上です。
議 長	担当委員の現地調 査報告をお願いします。
1番委員	譲渡人の方は以前 〇〇地区の〇〇区に お住まいでした。そ こで主に花作りをさ れていました。今は 農業を止められてい ます。農地の整理を するに当たり譲受人 に相談され、建売分 譲住宅の計画をされ たようです。開発に 当たり、雨水排水に ついては北側に田面 の排水用の水路があ りますので、この点 については大丈夫で す。以上です。
議 長	ありがとうございました。 担当推進委員から 補足はないでしょ うか。
担当 推進委員	特にありません。
議 長	東側に農地(田)が ありますが、所有者 は違う人ですか。
1番委員	違う人の所有地 です。
議 長	排水については説 明がありましたが、 残る田んぼの用水 はどうなっています か。
1番委員	南側に市道があり ますが、市道に沿っ て南側に水路があ ります。そこから直 接取水されています。
議 長	質問・意見はあり ませんか。
3番委員	確かここは〇〇区 の〇〇さんが耕作 されていたと記憶 していましたが、了 解されているので しょうか。
1番委員	ここまで来て耕作 するのは厳しいと のことで、了承され ています。
議 長	隣接農地の耕作 者からの了解は取 られていますか。建 売分譲住宅の計画 の説明を事務局か らしてください。
事務局	了解はとられて います。(建売分譲 住宅の配置計画、 建物や開発道路の 位置と道路側溝を 計画されているこ とをホワイトボード に書いて説明。ま た、残地である田 んぼの取水や排水 についても説明。)
議 長	よろしいでしょ うか。質問・意見 も無いようです ので、採決を取 ります。3番につ いて賛成の方の 挙手を求めま す。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとう ございました。賛 成全員により、取 り扱います。 それでは戻りま して、議案第53 号「農振法第13 条の規定による 変更承認につ いて(除外・編入)」 を議題といたし ます。農林水産課 農政係からの説 明を求めま す。
農林水産課 農政係	議案第53号につ いて説明しま す。今回整備計 画の変更につ きまして、農 振法の第13 条の規定に伴 う除外申請が 2件と編入申 請が1件出 ています。そ れでは議案書 の6頁、位置 図については 1頁目からご 覧ください。 除外案件の1 番です。場所 は大字〇〇字 〇〇〇〇番地 と〇〇番地の 共に畑です。 面積2筆合 わせまして 349平米に なります。変 更の目的につ きましては 一般住宅用地 ということ ですが、北 側にある宅 地〇〇番地 と併せて60 2平米で住 宅の建設を 予定されて おります。申 請人は〇〇 〇〇さん所 有者でござ います。関係 先の同

	<p>意につきましては隣接耕作者、区長・生産組合長、担当の農業委員さんから取られています。ここは県営圃場整備事業(〇〇〇〇地区)が行われておりまして、意見を鹿島土地改良区に伺っております。〇〇〇〇地区の運営協議会での協議の結果、除外については差し支えないという意見を出されています。この地区の圃場整備に対する負担金は終わっていますが、確約書についても出されています。周囲の状況ですが北は先ほども言いましたように所有者の宅地、南は隣接する農地(畑)、東は水路、西は道路となっています。周囲の影響ですが、南に個人が耕作されている畑がありますが、特段影響は無いとみています。申請理由についてですが、転用し住宅を建てられる方は現在アパート暮らしで、家族が6名おられるのでアパートでは手狭であるということ。また会社を運営されている関係から来客が多いが、駐車場が無いために家を持ちたいとのこと。平屋の計画をされている関係上面積が広めに必要となっています。今回購入者との話がまとまったので除外の申請となっています。本日は参考人ということで、この案件の委任を受けられている行政書士に来ていただいていますので、何かご質問等あればこの後お願いしたいと思います。</p> <p>続いて2番について説明します。位置図は2頁をお開きください。場所は大字〇〇字〇〇〇〇番地の田、〇〇〇番地の田、〇〇〇番地の田で3筆合わせて1,717 平米になります。変更目的については〇〇保育園と寺院の駐車場及び保育園の園庭で計画をされています。園庭の一部には保育園の野菜園としての活用も計画されています。申請人はお二人で〇〇〇の所有者の〇〇〇〇さんと残りの筆の所有者の〇〇〇〇さんです。関係先の同意については隣接農地所有者、区長・生産組合長、担当農業委員の方からいただいております。こちら県営圃場整備事業(〇〇〇〇地区)が行われておりますので、意見を伺っているところでございます。鹿島市土地改良区の運営委員会での協議の結果、転用する際は転用地に接する法面や水路の管理計画と排水計画をきちんと作成し、地元との協議をするようになっています。地元が了承すれば、土地改良区は従うとなっています。確約書につきましては鹿島市土地改良区からと〇〇〇番地が多面的機能支払交付金並びに前年度末まで中山間直払支払交付金の対象農地となっていますので確約を取っています。周囲の状況は東・北・南は市道と農道で、西は園舎に隣接しています。隣接農地への影響は道路を介しているために特に無いとみています。申請理由は以前から寺院の法事や保育園のイベント時の駐車場不足に悩まされていたということ。また運動会を行うには園庭が狭いということがあり、保育環境の充実を図る計画になっています。この土地については保育園に隣接していたために立地や環境面での条件に折り合ったために今回の計画となっています。</p> <p>続いて3番について説明します。位置図は3頁になります。通常の申請は青地から白地へ除外申請ですが、この案件は逆の白地から青地への編入の申請です。どのような場合にあるかといいますと土地改良事業等を行う場合は青地でないと出来ません。要件に青地であることという記載があります。この案件につきましてはそのような事業を行なわれる地区になります。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地の畑です。面積は89 平米です。変更の目的につきましては、現在〇〇・〇〇地区で計画をされております農地中間管理機構関連事業による樹園地の再編事業に取り組む地区であります。その中の1筆が元々山林の地目でありました。山林では事業を行なうことが出来ませんので、所有者におかれましては山林から畑に地目変更をされました。地目は畑になりましたが、農振農用地には位置づけがされておりませんので、今回編入の処理をして白地から青地への区分変更をするものです。</p> <p>以上で2件の除外と1件の編入申請を議案として挙げておりますので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	はい。ありがとうございました。3件についての説明がありました。区分けして1番から審議を行います。まず担当農業委員から何かございますか。
11 番委員	行政書士が来られて、この件への同意を求められましたので、問題がある中で署名と印鑑を押ししました。その時に3条で購入されて、これまで作付けがされていなかったこと。農地でありながらL型擁壁を設置され、U字溝が布設されていること。1年くらい前からミカンの苗木が

	植えられていることを話して、簡単には申請は通らないと伝えてあります。このことを踏まえてご審議をお願いします。
議長	行政書士の方にお尋ねします。この件の申請人の方はこの付近で過去に農地に係る申請を何件かされていますが、そのことには携わられましたか。
参考人	今回が初めての依頼を受けています。
10番委員	申請人の方は〇〇沿いに店をお持ちで、その裏は広い駐車場となっていますが、マイクロバスが停まって入るだけで、使われていないようですが、そこを今回利用すれば良いのではないのでしょうか。
参考人	その場所については、駐車場として必要であるために空けてあるとのことでした。
農林水産課 農政係	代替地の検討がされていて、その中に10番委員が言われた店の裏もありましたが、店の駐車場として使用しているので、売却は出来ないということになっています。
議長	現場はミカンの苗木を植えてありますが、まだ1年経っていないと思います。申請人はいつ購入されていますか。
農林水産課 農政係	平成25年に所有権が移っています。
議長	平成25年に所有してからミカンの苗木を植えるまでに何か作られているのでしょうか。
農林水産課 農政係	申請地は圃場整備されていますから、元々南側の畑と高さが同じだったと思います。〇〇沿いの店を作る際に転用し造成がなっています。その時にここもL型擁壁を入れて高められているのだと思います。このようなことから推測すると今回のミカンの苗木を植えるまでは何も作られていないと思われます。
議長	どうでしょうか。申請人は最初から転用目的で購入し、耕作もせずに転売しようとしているように思われますが。
10番委員	ここに家を建てられる方は鹿島市の方ですか。
参考人	はい。市内の方です。
9番委員	申請人は農振除外の申請をこの2筆で面積349平米されますが、駐車場を広く取って、平家を建てる範囲はこの2筆ですか。
参考人	今回の除外申請は2筆ですが、これに北側の宅地253平米が同時利用されて家を建てる計画をされています。面積は3筆で602平米になります。
農林水産課 農政係	(ホワイトボードに地図を描いて説明。)
議長	これまでのことで問題があり、今回の申請人は我々の心証を悪くしているのは事実なのですが、今説明があったように家を建てるのに地目が宅地だけでは面積が足りないので、農地を加えてということで、駄目とは言えないところでもあります。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員ですが、皆さん仕方なく挙手されているようですね。この件については農業委員会の意見を付けて県へ進達されます。 (参考人、退室)
議長	2番に移ります。担当農業委員から何かございますか。
8番委員	申請地の東と北は市道、南は農道、西には保育園があり、保育園が駐車場と運動広場として使用することを計画されていますので、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは2番についての質疑を求めます。
3番委員	3筆のうち、何故1筆だけが多面的機能支払と中山間直払支払交付金の対象農地になっているのですか。
農林水産課 農政係	恐らくですが、1筆の所有者は地元の方です。あとの2筆は地区外にお住まいの方が所有者なので対象農地に入っておられないのだと思います。地区外にお住まいですので、地区の協同活動への参加を見送られたものと思っています。

3番委員	交付金の返還があるのですか。
農林水産課 農政係	中山間直払いは3月31日をもって、4期対策の5年間が終わりましたので、返還はありません。多面的機能支払交付金の方は平成29年度からの5年間ということですので、令和元年度までの3カ年分が返還の金額が発生いたします。
議 長	ここは駐車場と園庭に1種農地を3筆 1,717 平米も使うというのは過大ではないのかという感じがします。南側の形が整っている1筆ですね。これに返還が発生するのですが、農地として残してもいいのかなと思いますが、3筆を利用するのならば、例えば園舎をこちらに建て直すとか、理由付けを納得できるようにして欲しいところです。担当の最適化推進委員の方から何かございませんか。
担当最適化 推進委員	説明があったように運動会のようなイベントでは交通障害が発生しています。事故が起きることも考えられます。先程会長が言われた園舎の移設も保育園は考えられているようです。保育園という公共性の高いことで、3筆使うこともやむを得ないと思います。
議 長	他にないでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、県へ進達されます。 3番ですが、これは逆の編入ですので質疑をせずに採決でよろしいでしょうか。 (はいとい声あり。)
	採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、県へ進達されます。
	(農林水産課農政担当者、退室)
議 長	続いて議案第55号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の7頁も併せてご覧ください。この案件は平成3年7月29日に転用の許可が下りています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。転用申請時の地目は田でありました。面積は329平米です。申請時の農地区分は2種農地でした。変更前の事業計画に従った実施状況ですが、住宅で申請され、造成され未完成となっています。申請人は当初は〇〇区の〇〇〇〇さんでしたが、亡くなっています。事業継承者は夫人の〇〇〇〇さん64歳、サービス業の方です。当初事業計画と変更後事業計画は記載のとおり住宅から7台分の貸駐車場へと変えられています。周囲の状況ですが、東と南は水路で、西は道路、北宅地となっています。説明は以上です。
議 長	説明がありましたが、何かございますか。
10番委員	貸駐車場の計画となっていますが、現状はどうなっていますか。
事務局	貸駐車場として、既に使われています。東側にある県営や市営の団地の方が借りられているそうです。
10番委員	家を建てる計画で建っていないということですが、今どこにお住まいなのですか。
事務局	ここに建つはずの住宅は当初申請された〇〇〇〇氏が母親のために計画されましたが、母親は知らない所に引っ越したくはないと言われたそうです。そうしているうちに、母親や申請者が亡くなって、造成しただけの土地で時間が過ぎていったようです。
議 長	この案件は家を計画した方が亡くなって、駐車場で申請をやり直すということですが、よろしいでしょうか。採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、取り扱います。 次に議案第56号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」3月留保分を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案説明資料の9頁をお開きください。位置図は8頁をご覧ください。本件は



	先月の総会で審議していただきましたが、造成された経緯が不明であったため、留保となっていました。申請内容については先月の総会でも説明いたしましたので、省略いたします。今回は申請人の方から聞き取りをいたしましたので、その内容を報告させていただきます。(申請人からの聞き取りした経緯を報告)番号1の説明は以上です。
議長	現場は今回の申請地以外もありますので、広く駐車場として使われています。前回に始末書も提出してあります。先月の総会では留保していました。今回造成された経緯がありました。採決してもよろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員ですので、許可することで行います。 次の議案へと進めます。議案第57号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料は10頁をご覧ください。位置図は9頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は純山林 となっています。登記面積は1,112平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林で杉と檜が合わせて80本が既に植えられています。周囲の状況ですが、東は山林で、西は道路、南は畑ですが荒廃地となっています。北は山林と畑となっていますが、畑は荒廃しています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出してあります。この案件は利用状況調査で植林されていることが判明して、今回転用の申請をされているものです。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
8番委員	申請地は元々ミカン畑でした。平成元年頃にミカンの木を伐採して植林されたようです。もう立派な山となっています。周囲の荒廃した畑には雑木が生い茂っています。
議長	総会前の現地調査では申請地まで登って行ってますか。 (事務局から下の市道から見上げただけですと返答。) 担当の最適化推進委員さんから補足はありませんか。
担当最適化推進委員	申請人の方は元の所有者の甥になられます。亡くなられた後を相続されています。元の所有者である伯父さんが植林をされています。もう30年以上経過しています。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成です。許可相当として県へ送ることにいたします。 続いて議案第58号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の11頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は10頁も併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地と字〇〇〇〇番地〇でございます。2筆共に登記地目・現況地目は畑となっています。登記面積はそれぞれ1,284平米と262平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん32歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と小作地の売買となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行っていただき、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁっているところでございます。説明は以上です。

	す。
議長	事務局からの説明がありました。この件について皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。全員賛成ということで、進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。 続いて議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件については一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第59号について説明いたします。総会議案・説明資料は12頁から26頁までとなります。この案件につきましては1議案の93件でありまして、23頁の75番から78番の4件はあっせんによる所有権移転です。このうち75・76・77番の3件につきましては所有権が売り手の方から公社に移っていました。今総会後に所有権が公社から買い手の方に移ることになります。77番については今総会後に所有権が売り手の方から公社に移ることになります。24頁から26頁まで記載の16件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から74番までの74件です。新規が22件。再設定(更新)が52件となっています。74件の利用権を設定されているうち、使用貸借権は15件で、賃貸借権が63件です。賃貸借権63件のうち、現金扱いが21件で、物納扱いが42件です。契約期間については、10年が17件、7年が3件、5年が36件、3年が11件、2年が7件となっています。ここで使用貸借権が設定されている案件について説明します。3番・22番・27番・28番・47番・48番・50番は使用貸借権の更新です。13番・14番は前耕作者の管理不十分なためとなっています。25番は貸し手の意向となっています。32番と35番は借り手の意向となっています。51番と52番は中山間地の形が整っていない農地や狭小な農地です。68番の地目は田ですが、以前から以前から里芋のような野菜を作られていたようですが、今回隣接地の耕作者が作られるようになりました。また里芋を作られるようです。 農地中間管理機構との貸借は15件で、契約期間は20年が1件、10年が9件、7年が1件、5年が3件、3年が1件となっています。15件の設定する利用権の内訳は賃貸借件の設定が14件で、使用貸借の設定は1件となっています。議案第59号の説明は以上です。
議長	今回の申請に使用貸借権が設定されているのが目立っています。出し手と受け手両方の農業者を守っていくという観点から基本的には賃料をお願いしているところです。このようにして新規の案件が使用貸借になっていけば、これまでの取り決めが壊れていくことになります。更新の案件は仕方がないとして、新規の案件で使用貸借が設定されている場合は、理由を担当の委員さんに尋ねますので教えてください。13番と14番について理由をお願いします。
8番委員	前の耕作者による畔や法面の管理が悪くて、今回の耕作者は作りたくないと言われたのですが、無理にお願いをしています。
議長	25番はどなたの担当地区ですか。
9番委員	現場をもう一度確認します。
議長	それでは今回は保留にさせていただきます。32番・35番はどうでしょうか。
10番委員	2筆ともに私の地元です。所有者の方が亡くなられていまして、今回第三者の方を介して耕作の依頼をされています。依頼された後に担当の最適化推進委員と共に賃借権での設定をお願いに行ったのですが、聞き入れてもらえませんでした。
議長	仕方がないということですね。次51番はどうでしょうか。
3番委員	前の耕作者が高齢で止められまして、新しい耕作者には結構無理にお願いをしま

	す。また場所は中山間地の狭く形が整っていない農地なので、使用貸借権となっています。52番も同様の理由です。
議長	68番はどうでしょうか。
9番委員	確認します。
事務局	ここは担当の最適化推進委員の方の地元ですから、電話を入れて確認しました。この地目は田ですが、前の耕作者は水稻を作らずに里芋を作られていたそうです。今回の耕作者の方は隣接地の田の所有者で隣接でも水稻は作らずに、里芋等を作られいまして、ここでも里芋を作るとおっしゃっていたそうです。
議長	あとは85番の中間管理機構を通しての案件は私の担当地区ですが、事前の相談がありませんでしたので、保留にさせていただきます。 これからも相応の理由があって、担当の農業委員さんが承知されていれば使用貸借権での権利設定を認めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。農業公社との確認も事務局でしておいてください。 ここで皆さんからの質問・意見をお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。
5番委員	79番の借受予定者を知らないのですが、住所は私の地元なのですが、どのような方なのですか。
事務局	トマトのトレーニングファームの卒業生です。今は新しく出来た〇〇の市営住宅にお住まいです。
11番委員	農地の世話は私がしています。
議長	他にありませんか。無いようですので、採決します。関係のある方は退出をお願いします。 (5番・8番・11番委員の3名、退室)
議長	それでは議案第59号ですが、25番と85番は保留して、一括して採決します。賛成の方の挙手をお願いします。 (残りの委員全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第59号は2件を除いて決定することにします。 3名の委員の方に入ってもらってください。 (5番・8番・11番委員、入室)
議長	続いて報告第21号「農地等形状変更届出について」事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第21号について説明いたします。総会議案資料の27頁をご覧ください。位置図は11頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は田で、面積は136平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん89歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、〇〇川に設置された取水ポンプが老朽化により故障したために水の取り入れが出来なくなった。また、耕作者が高齢のため、田としての利用が出来なくなったとのことでありまして、今後は畑地化して高齢者でもできる野菜の栽培を行いたいとのことでした。周囲の状況ですが、東は道路、西と北は田、南は宅地となっています。西と北の田には玉ネギが作付けしてありました。申請地は農振除外地となっています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の報告をお願いします。
2番委員	特にありません。今の説明のとおりです。
議長	只今の説明に対して、何かございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり) 採決します。賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、許可することにいたします。 次に報告第22号「農地法第4条適用除外の証明願について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>総会議案・説明資料は28頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図は12頁をご覧ください。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は田で、面積は266平米のうち100平米です。届出人は新方区の〇〇〇〇さんで、所有者の方です。目的及び施設の概要は農業倉庫用ビニールハウス50平米と同じく農業倉庫用ビニールハウス38.00平米、進入路12平米となっています。周囲の状況ですが東は水路、西と南と北は宅地になっています。地元との協議はされており、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員からの調査報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>補足をしますと、申請人の方は農業用の機械を収める倉庫にしたいということです。機械が増えて1棟では足りなくなり、もう1棟建てたいということです。始末書は既に建っている分について書かれています。</p>
議長	<p>始末書を読み上げてください。</p>
事務局	<p>(始末書の読み上げ。)</p>
議長	<p>皆さん方から何かございますか。無いようですので採決します。</p>
	<p>(6番委員、退室)</p>
議長	<p>採決します。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(残りの委員全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員によりまして、許可することにいたします。</p>
	<p>(6番委員、入室)</p>
議長	<p>次に行きます。議案第60号については先月の総会で皆さんの意見を求めました。その意見を集約して、指針の見直しがされています。事務局から議案第60号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたしますので、別刷りのA4版縦書きの説明資料をご覧ください。</p> <p>I. 基本的な考え方について、皆さんからの意見が「平坦地と中山間地が混在しており」という表現は訂正した方が良いという意見と「担い手の確保・育成について」盛り込んだ方が良いのではという意見がありましたので、下線を引いている部分になります。標記を改めて、追記をしています。</p> <p>II. 具体的目標と推進方法の(1)担い手への農地利用集積目標については、数値目標についての意見がなかったので、表中段の数値を現状の数値に変え、目標値についてはそのままにしています。2頁の担い手の育成・確保に関する数値目標についても特段意見等はありませんでしたので、表中段の数値を現状の数値に置き換え、目標は現状の数値から推測しています。(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法②関係機関との連携について、関係機関を明確にすべきという意見があったので、下線部のように機関を書き込みました。③農地の利用権設定等について、具体的に事例を挙げています。3頁の2.遊休農地の発生防止・解消について(1)遊休農地の解消目標ですが、目標値の0(ゼロ)は良いが、達成できない数値を挙げてよいのかという意見がありました。中段には現状の数値を上げ、目標値を修正しました。また、具体的な推進方法として、儲ける農業ができないことには遊休地は減らないという意見でしたので、④として、その他を設け追記しています。4頁には3.新規参入の促進について(1)新規参入の促進目標は今回累計の数値に変えました。現状の数値は平成28～30年度の新規就農者数に直し、新規参入者数はこの間に参入した法人数としています。新規就農の目標については、今後毎年7～8人が就農するとしての数値を上げました。法人の新規参入については2カ年に1社が参入するとしての数値としています。記載されている文章については、新規就農と新規参入の使い分けが分からないとか、市の広報紙を使ったPRとか、異なる業種の企業の掘り起こしとか、新規就農者への助成金・支援等の意見がありましたので、下線を引いてある部分を付け加えています。以上が指針についての説明です。</p>

	見直し後の指針は鹿島市のホームページで公開します。
議 長	先月の総会でも説明しながら提案をしておりますし、今日は確認ということで進めたいと思います。何かありませんか。よろしいでしょうか。
2番委員	4頁の新規就農者数の目標の数字が大き過ぎはしませんか。
事務局	平成28年4月時点と現状の(平成28年～平成30年度については実績の数字を入れています。目標(平成28年度～令和4年度)については、今後1年度に12名が新規就農されると想定しています。12名というのはこれまでの年度での最も多い数字です。これに実績の23名を加えて、数字を切りの良いところで丸めています。
議 長	他にありませんか。無いようですので、採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時05分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和2年 4月 2日 鹿島市農業委員会	会 長	Ⓜ
		3番委員	Ⓜ
		4番委員	Ⓜ
		事務局長	Ⓜ